

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日曜日及び
祭日は、
当日の翌日
がとぎ)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更
生活保護法による施術機関の指定
保険医療機関等の指定
解除予定の保安林(三件)
土地改良法による換地処分
土地収用法による土地の立入り
- ◇ 選管告示 政治団体の設立の届出
- ◇ 公 告 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第四百二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下曳田正法寺地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十一年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称

同上の区域(昭和五十年八月二十日現在の地番による。)

大字曳田字寺ノ前
 大字曳田字寺ノ前のうち六七五の四、六七六の一、六七六の二、六七七、六七八の三の一部及び六七八の四の一部以外の区域、大字曳田字大蛇六九六の一の一部、六九七から六九九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字曳田字祝神七〇〇、七〇一、七〇二の一、七〇二の二、七〇三、七〇四から七〇六までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字曳田字馬場七一〇と一体をなす国有地の一部

大字曳田字大蛇
 大字曳田字大蛇のうち六九六の一、六九七から六九九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字曳田字祝神
 大字曳田字祝神のうち七〇〇、七〇一、七〇二の一、七〇二の二、七〇三、七〇四から七〇六までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字曳田字寺の前六七五の四、六七六の一、六七六の二、六七七、六七八の

<p>大字曳田字馬場</p>	<p>三の一部及び六七八の四の一部 大字曳田字馬場のうち七二四の二及び七二五の一並びに七二〇及び七二五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字曳田字古屋敷</p>	<p>大字曳田字古屋敷のうち七四七の一、七四八の一、七四八の四の一部、七四九の一の一部、七五〇次一の一部、七五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字曳田字背戸早焼七五四の一部、七五六の一部、七五七の一部、七五九内第一の一部、七六〇、七六〇の一、七六一、七六二の一、七六三、七六四の一、七六五の一部、七六七の一、七六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字曳田字荒神田八〇三の二、八〇四の三、八〇四の四、八〇五の二、八〇六の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字曳田 字背戸早焼</p>	<p>大字曳田字背戸早焼のうち七五四の一部、七五六の一部、七五七の一部、七五九内第一の一部、七六〇、七六〇の一、七六一、七六二の一、七六三、七六四の一、七六五の一部、七六七の一、七六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字曳田字大蛇六九六の一の一部、六九七から六九九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字曳田字馬場七二四の二及び七二五の一並びに七二〇及び七二五の一と一体をなす国有地の一部並びに大字曳田字古屋敷七四七の一、七四八の一、七四八の四の一部、七四</p>

<p>大字曳田字荒神田</p>	<p>九の一の一部、七五〇次一の一部、七五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大神曳田字荒神田のうち八〇三の二、八〇四の三、八〇四の四、八〇五の二、八〇六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
-----------------	---

鳥取県告示第四百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定に基づき、施術機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年五月二十五日
鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
高野須接骨院	八頭郡若桜町大字若桜 三〇二番地	昭和五十一年四月九日

鳥取県告示第四百二十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政

令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十一年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田 村 医 院	鳥取市掛出町二一	昭和五十一年五月十五日
宝意内科医院	米子市万能町一六	"
米川外科医院	米子市西三柳大沢 八八〇の一	"
竹内歯科医院	鳥取市新町二一〇	二十一日
足立歯科医院	境港市相生町一〇三	二十一日
船木歯科医院	東伯郡赤碕町赤碕 赤碕診療所内 九二〇―三三	二十九日
灘尾齒科医院	東伯郡赤碕町赤碕一三五四	"
川人回生堂薬局	米子市茶町一七	十五日

鳥取県告示第四百二十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷七六五の三六、七九三の二六、七九七、七九八、八〇〇から八〇二まで(以上七筆について、次の図に示す部分に限る。)、七六五の一四、七六五の二一、七七二の五、七七二の七、七七七の一四、七九三の九、七九九

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字大寺屋北方二八二九の二〇

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百二十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字杉地字出口ノ上ミ四九五、四九五の一、四九六

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、河原町から同町が行う土地改良事業に係る下曳田正法寺地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百二十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書

の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

一般国道五十三号改築事業(叶バイパス)

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市宮長字井原、吉成字外河原、叶字八反田、字中島河原、字河原口、字三牧、字大高瀬及び字大向イ、数津字大向イ並びに園安字一里塚、字高土手ノ一、字高土手ノ二及び字下河原地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十一年五月二十五日から昭和五十二年三月三十一日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十一年五月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
酒林有造後援会	佐伯 是信塩谷宗之助		東伯郡赤碓町大字赤碓一六〇八	その他政治団体
自由民主党鳥取市美保支部	有本健太郎森本 知重		鳥取市富安二丁目六八	政党

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十一年五月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	異動事項	新	旧
鳥田安夫西部後援会	主たる事務所の所在地	米子角盤町三丁目一六五番地	米子市富士見町二丁目一四一番地
相沢英之西部後援会	"	米子市西福原五四九の一	米子市中町一四二二 杉山観光ビル2F

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規

定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和51年5月25日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和51年6月17日 午後1時から	鳥取警察習会議室	鳥取、岩美、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
昭和51年6月23日 午後1時から	米子警察習会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。

ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者を除く。

3 講習課目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間

猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長

を經由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 猟銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。】